

# 局 施 策 評 価 票

平成 **21** 年度実施施策

A時点: -	B時点: -	C時点: 22. 7月

局名 **建築都市局**

基本計画	柱 暮らしを彩る
	大項目 快適に暮らせる身近な生活空間づくり
	取組みの方針 うるおいのある空間づくり

担当局 / 総務担当課名	建築都市局	事業調整課
連絡先	582 - 2864	

21年度計画

-1-(2)-

施策名 **風格のある都市景観づくり**

施策の概要	何(誰)をどのような状態にしたいのか。	市民、企業、行政などが一体となって、建築物等の規制やデザイン向上などに取り組む新たな景観制度を構築し、風格のある都市景観づくりを進めます。
	その結果、実現を目指す取組みの方針名	うるおいのある空間づくり

成果指標 (上段:指標名、下段:指標設定の考え方)	現状値		計画	平成21年度		目標値	
	年度	平成21年度		年度	平成25年度	年度	平成25年度
景観アドバイザー会議協議件数 行政が所管する公共施設を中心に景観的な魅力向上を目的として、景観に関する様々な分野の専門家である景観アドバイザーが設計段階から適切なアドバイスを行い、意匠や色彩等への計画に反映していただいています。これまでの実績から、毎年協議の対象となる施設は50件程度と考えられるため、このような施設を適時に把握し、計画的な制度の運用を図りたいと考えています。	現状値	49件	実績	49 件	目標値	協議件数 50件/年	
			達成度	122.5 %			
	景観アドバイザー地域派遣回数 「北九州市景観づくりマスタープラン」の行動指針「市民・事業者・行政の協働による景観づくり」を進めていくために、市民が地域で行う景観づくりへの取り組みに対し、景観に関する様々な分野の専門家である景観アドバイザーを毎年10回程度派遣することで、北九州市の景観向上に努めていきます。	現状値	14回	実績	14 回	目標値	派遣回数 10回/年
		達成度	100.0 %				
風格ある都市景観づくりに向けた景観協議件数 平成21年度より、景観上重要な地区などで建築等を行う場合に景観法にもとづく届出を行うこととなりました。この届出は毎年100件程度と考えられますが、届出に加えて、申請者と地域特性や物件に応じた協議を行ない北九州市景観計画に示された景観形成手法を建築等の計画に反映することで、風格ある街並み形成を推進します。	現状値	116件	実績	116 件	目標値	協議件数 100件/年	
			達成度	116.0 %			
コスト	A時点 - B時点 - C時点 22.7月 [21年度:執行額]	事業費		840 千円	構成事業にかかった人件費の目安(21年度)		
		うち一般財源		840 千円	16,800 千円		

## 局施策に対する担当局の評価

局施策の評価	21年度評価	主な分析理由
成果指標の結果を踏まえ、構成事業の評価結果なども考慮し評価を行う。	<b>A</b>	<p>・平成21年度に、民間事業者が景観上重要な地区で建築等を行う際に行った景観協議の件数は116件、公共施設の整備にあたり学識経験者等の専門家にアドバイスを頂く景観アドバイザー会議の協議件数は49件と、協議の件数はともに計画を上回る実績をあげており、風格ある都市景観づくりに向けた取り組みは、着実に成果をあげています。</p> <p>・また、地域の景観づくりに向けた取り組みに専門家を派遣する景観アドバイザー地域派遣回数についても、14回と計画通りの派遣が行われ、この制度が順調に活用されていることがわかります。</p>
今後の局施策の方向性		<p>・風格ある都市景観づくりの推進は、北九州らしい景観を市民とともに創り育てる北九州市景観づくりマスタープランが目的とするところです。民間事業者の景観協議や景観アドバイザー会議での協議は、景観誘導策として、効果が高く着実に実績をあげています。今後も本制度の周知を図り、協議件数の増加、適切な誘導に努めてまいります。</p> <p>・また、景観アドバイザー地域派遣も、市民が主役の景観づくりに繋がるものであり、今後も、更なる制度の活用に向け、市民啓発に取り組んでいきます。</p>

【局施策評価】 A:大変良い状況にある B:概ね良い状況にある C:概ね良い状況とまでは言えない D:不十分な状況にある

## 評価担当部署の意見

適切な評価  下記のとおり

施策名 風格のある都市景観づくり

構成事業名	事業費			事業にかかった 人件費の目安 (21年度)	経費分類 裁量的経費 義務的経費 特別経費(重点) 特別経費(臨時)	今後の方向性			
	C時点[21年度:執行額]					21年度			21年度
新たな景観制度の推進				11,100 千円	裁量的経費			ウ	
事業費のうち一般財源									
魅力ある街並み形成				840 千円	裁量的経費			ウ	
事業費のうち一般財源				840 千円					
事業費のうち一般財源									
事業費のうち一般財源									
事業費のうち一般財源									
事業費のうち一般財源									
事業費のうち一般財源									
事業費のうち一般財源									
事業費のうち一般財源									

局施策全体のコスト	21年度		
	事業費	人件費(目安)	
	840 千円	16,800 千円	
施策全体の事業費のうち一般財源	840 千円		

局施策の  
21年度評価

**A**

【局施策評価】  
A: 大変良い状況にある  
B: 概ね良い状況にある  
C: 概ね良い状況とまでは言えない  
D: 不十分な状況にある

【事業の今後の方向性】 ア: 事業の見直しを図ることが可能 イ: 休止・廃止を検討 ウ: 現状のまま進めることが適当 エ: 終了

# 事業評価票

平成21年度実施事業	新規	継続

A時点: -	B時点: -	C時点: 22.7月

担当局/課	建築都市局	都市計画課
連絡先	582-2451	

基本計画	柱	暮らしを彩る
	大項目	快適に暮らせる身近な生活空間づくり
	取組みの方針	うらおいのある空間づくり
	主要施策	風格のある都市景観づくり

関連計画	北九州市景観づくりマスタープラン
事業期間	平成20年7月～
経費区分	裁量の経費

-1-(2)-

事業名	新たな景観制度の推進
-----	------------

事業の概要	何(誰)をどのよう状態にしたいのか。	風格ある都市景観を形づくるためには、建築物などの新築や改修など個々の案件に際し、地域特性に応じた景観形成を進め、積み重ねてゆく必要があります。そこで、景観法では届出をして頂き北九州市景観計画に定められた景観形成基準に適合しない場合に勧告するのみですが、適合する場合においても、さらなる景観向上に向けて事業者と協議を実施し、地域特性に応じたより良好な景観形成を進めてゆきます。		
	その結果、実現を目指す施策名と成果	施策名	風格のある都市景観づくり	成果
				景観アドバイザー会議協議件数 景観アドバイザー地域派遣回数 風格ある都市景観づくりに向けた景観協議件数

目的実現の為に実施する内容 【手段】	実施工程	当初計画	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	計画変更理由			
		現状	風格ある都市景観づくりに向けた協議の実施(協議件数:毎年100件)								
			北九州市景観計画の周知								
		実施状況	成果・活動指標(上段:指標名、下段:指標設定の考え方)						平成21年度	目標	
	風格ある都市景観づくりに向けた景観協議件数						計画	100 件	年度	平成25年度	
	平成21年度より、景観上重要な地区などで建築等を行なう場合に景観法にもとづく届出を行なうこととなりました。この届出は毎年100件程度と考えられますが、届出に加えて、申請者と地域特性や物件に応じた協議を行ない北九州市景観計画に示された景観形成手法を建築等の計画に反映することで、風格ある街並み形成を推進します。						実績	116 件	内容	協議件数100件/年	
							達成度	116.0 %			
							計画		年度		
							実績		内容		
							達成度	%			
コスト	A時点 - B時点 - C時点 22.7月[21年度:執行額]					事業費	千円	事業にかかった人件費の目安(21年度)			
単年度計画					うち一般財源	千円	11,100 千円				

【事業の実施結果・進捗状況の確認】	
実施結果	21年度に実施した結果、当初計画(実施工程)に対する進捗状況はどうか。 北九州市景観計画に基づく届出ごとに、景観協議を実施し、状況に応じて緑化や色彩の変更等や応じて頂き、また合わせて、届出者に対し風格ある北九州市の景観づくりに向け、市の景観づくりの基本指針である北九州市景観づくりマスタープラン等の周知を実施し、着実に風格ある景観づくりを推進しました。

【事業の再検証】

評価	有効性 この事業は施策の実現に対し、効果があったのか。	4:高い 3:やや高い 2:やや低い 1:低い	4	具体的な案件に対し、景観協議を実施したことから、地域ごとに策定された景観形成基準に沿って景観誘導がなされ、風格のある都市景観づくりを進めることができ、効果的でした。
	経済性・効率性 同じ効果をより低いコストで得られないか。または、同じコストでより高い効果を得られないか。		4	協議対象物件に直接費用を投資するものではなく、協議・要請を通じて施策を実現するもので、経済性・効率性は非常に高いものといえます
	適時性 今実施しなかった場合、施策実現に対する影響はどうか。		4	景観法に基づき、建築の着手30日前に届出・景観協議を実施することとなっていますが、この時期に景観協議しなかった場合、景観誘導の景観法的裏づけがなくなり、景観誘導に関する指導力の低下が懸念されることとなります。
	市の関与の必要性 実施主体として市が適切なものか。市の関与をなくすることはできないのか。		4	景観法に基づく届出の受理及び協議については景観行政団体が行なうとされており、北九州市域では、北九州市が実施することとなります。
今後の方向性	評価結果を検証した上で、今後の事業の方向性(いつから何をどうするのか)を決定する。 ア:事業の見直しを図ることが可能 イ:休止・廃止を検討 ウ:現状のまま進めることが適当 エ:終了	ウ	都市景観は、都市にあるひとつひとつの建築物や広告物等の集積により形成されるものであるため、案件毎に、着実に協議を積み重ねることが良好な街並みの形成が図るうえで重要で、さらには風格ある都市景観づくりが可能となると考えられ、現状のまま協議を進めてゆくことが適当です。	

# 事業評価票

平成21年度実施事業	新規	継続

A時点: -	B時点: -	C時点: 22.7月

担当局/課	建築都市局	都市計画課
連絡先	582-2451	

基本計画	柱	暮らしを彩る
	大項目	快適に暮らせる身近な生活空間づくり
	取組みの方針	うらおいのある空間づくり
	主要施策	風格のある都市景観づくり

関連計画	北九州市景観づくりマスタープラン
事業期間	平成20年7月～
経費区分	裁量的経費

-1-(2)-

事業名	魅力ある街並み形成
-----	-----------

事業の概要	何(誰)をどのような状態にしたいのか。	北九州らしい個性的で魅力的な都市景観の形成を目指し、「北九州市都市景観条例」や「関門景観条例」に基づく景観誘導や、景観アドバイザー制度の活用による公共施設の魅力向上など、市民が誇りと愛着を持てる街並み形成を推進します。			
	その結果、実現を目指す施策名と成果	施策名	風格のある都市景観づくり	成果	景観アドバイザー会議協議件数 景観アドバイザー地域派遣回数 風格ある都市景観づくりに向けた景観協議件数

目的実現の為に実施する内容	実施工程	当初計画	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	計画変更理由		
			景観アドバイザー会議協議の実施	42件/年	46件/年	48件/年	50件/年			
		景観アドバイザーの地域派遣	5回/年	8回/年	8回/年	10回/年				
		・公共事業に対する制度活用のPR ・景観づくり取組み地域の拡大 ・民間事業に対する制度活用のPR								
		現状	景観アドバイザー会議協議の実施	42件/年	46件/年	48件/年	50件/年			
			景観アドバイザーの地域派遣	5回/年	8回/年	8回/年	10回/年			
	実施状況	成果・活動指標 (上段: 指標名、下段: 指標設定の考え方)							平成21年度	目標
		景観アドバイザー会議協議件数					計画	40 件	年度	平成25年度
		行政が所管する公共施設を中心に景観的な魅力向上を目的として、景観に関する様々な分野の専門家である景観アドバイザーが設計段階から適切なアドバイスをを行い、意匠や色彩等への計画に反映していただいています。これまでの実績から、毎年協議の対象となる施設は50件程度と考えられるため、このような施設を適時に把握し、計画的な制度の運用を図りたいと考えています。					実績	49 件	内容	会議件数 50件/年
		景観アドバイザー地域派遣回数					計画	14 回	年度	平成25年度
「北九州市景観づくりマスタープラン」の行動指針「市民・事業者・行政の協働による景観づくり」を進めていくために、市民が地域で行う景観づくりへの取組みに対し、景観に関する様々な分野の専門家である景観アドバイザーを毎年10回程度派遣することで、北九州市の景観向上に努めていきます。						実績	14 回	内容	派遣回数 10回/年	
達成度						達成度	100.0 %			
コスト	A時点 - B時点 - C時点 22.7月(21年度: 執行額)					事業費	840 千円	事業にかかった人件費の目安(21年度) 5,700 千円		
					うち一般財源	840 千円				
単年度計画	(この欄は、単年度計画の進捗状況を確認するための欄です。)									

実施結果	21年度に実施した結果、当初計画(実施工程)に対する進捗状況はどうか。 平成21年度は、景観アドバイザーへの協議件数を上げる取り組みとして、全部局に対する景観アドバイザー制度の周知・活用依頼 高優賃・特優賃の計画へのアドバイザー活用、イントラナビに過去の協議議事録の掲載など、景観アドバイザー制度の活用について周知を図り、啓発効果が現れています。また、地域派遣に関しても、若戸渡船新船導入デザイン協議や、黒崎での道路改良事業など、地域と行政が協働して行う景観デザイン協議に景観アドバイザーを派遣する事で、景観づくりに対する市民意識の醸成が図れています。
------	---

【事業の再検証】

評価	有効性	この事業は施策の実現に対し、効果があったのか。	4	公共事業における都市景観の魅力向上及び、景観に対する市民意識の向上を目指すためには、景観アドバイザー制度の活用は不可欠であり、平成21年度から施行している「北九州市景観づくりマスタープラン」を進めていくための有効性は非常に高いです。
	経済性・効率性	同じ効果をより低いコストで得られないか、または、同じコストでより高い効果を得られないか。	4	景観アドバイザーは現在14名在籍していますが、案件・内容等により、適宜数名のアドバイザーを適切に選択しており、常に、経済性・効率性を意識しながら、景観アドバイザー協議・景観アドバイザー地域派遣を実施しています。
	適時性	今実施しなかった場合、施策実現に対する影響はどうか。	4	平成21年度から施行している「北九州市景観づくりマスタープラン」を進めていくためには、景観アドバイザー制度の活用は不可欠です。
	市の関与の必要性	実施主体として市が適切なのか。市の関与をなくすことはできないのか。	4	景観に関する各分野の専門家を組織し活用しているのは市のみであるため、現在のところ他の実施主体は考えられず、実施主体は市が適当だと考えます。
今後の方向性	評価結果を検証した上で、今後の事業の方向性(いつから何をどうするのか)を決定する。	ウ	本事業は施策に対する有効性が高く、各分野の専門家を活用する事で有効かつ適切に「北九州市景観づくりマスタープラン」に基づく施策を進めていくことができます。また、率先して景観づくりを進めている地域に景観アドバイザーを積極的に派遣する事で、景観づくりに対する市民意識の向上や、具体的手法の確立など、今後は様々な効果が期待できます。	